

## 国際離婚条約

# 子どもの幸せを第一に

国境を越えた結婚が「離婚」、

これを確認した。

などの義務を負う。

一方の親が無断で子供を連れ  
て出国した場合、子を元の居住  
国に戻し、面倒を見る者をその  
地の手続きに従って決める。

国家間でそんな約束を取り交  
わすハーグ条約への加盟に向け  
て、国内法を整える作業が法制  
審議会などで始まる。

政府は5月の閣議で加盟方針  
を打ち出した。問題は、元の国  
に送り返す」とが子の福祉に反  
する時だ。例えば、夫の暴力や  
迫害から逃れるため日本人の妻  
が子と一緒に帰国した。そんな  
状況でも返還すべきか。

政府は閣議了解の際、子が夫  
から暴力を受けた▽子の心に著  
しい傷を残すような暴力を、夫  
が妻にふるつた▽経済的事情な  
どから妻が子同行できず、現  
地で子の世話をする適当な人が  
いない――などの場合は返還を  
拒否できると、法律に盛り込む

裁判例を参考にまとめられたも  
のだ。誤解が広がって国際的な  
信用を失わないよう、政府は丁  
寧に説明する必要がある。

こうした拒否理由があるか否  
かは、日本の家庭裁判所で審理  
する方向だ。外国での暴力を証  
明するにはどんな証拠があれば  
いいのか。「署し」とほどの  
程度か。具体的な事例を考えな  
がら議論を深めなければならない  
い。その積み重ねが裁判所の判  
断を安定させるとともに、国民  
の理解につながる。

もうひとつ大きな課題は、  
返還手続きの核となる「中央當  
局」のあり方だ。子を探し出し  
て保護する、紛争解決のため関  
係者に情報提供や助言を行う、  
仕組みを作り上げたい。

どれも簡単な話ではない。子  
を捜すため顔写真をネット掲載  
する国もあるが、日本では受け  
入れられないだろう。公的機関  
がもつどんな権限や情報を使い  
るのか。警察の力も使うのか。  
中央当局となる外務省は、様

々な現場で家族間の争いに取り  
組む専門家の経験や国民の声を  
聞いて、仕事の内容を慎重に詰  
めめる必要がある。加盟国の義務  
は果たさねばならないが、運用  
イメージを社会全体で共有し、  
広範な理解に支えられなければ  
実務は円滑に回らない。

日本に住んでいた子が国外に  
連れ去られ、日本側が返還を求  
めるケースもある。子を思う気  
持ちに、父か母かの性別による  
差はない。特定の立場や視点に  
かたよることなく、子どもの幸  
せを第一に、しっかり機能する